

- キ 老朽改築の場合にあつては、老朽度数又は残存率を示す書類  
 ク 当該整備事業予定地を管轄する市町村長の意見書及び当該市町村障害者計画の写  
 し  
 ケ その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の事前協議書の様式については、別に定める。  
 附 則  
 この要項は、告示の日から施行する。

別表

分 野	施 設 種 別
身体障害者更生援護施設	○肢体不自由者更生施設 ○視覚障害者更生施設 ○聴覚・言語障害者更生施設 ○内部障害者更生施設
身体障害者療護施設	
身体障害者福祉ホーム	
身体障害者授産施設	○身体障害者授産施設 ○身体障害者通所授産施設 ○身体障害者小規模通所授産施設 ○身体障害者福祉工場 ○身体障害者通所ホーム
身体障害者福祉センター	○身体障害者デイサービスセンター
市町村障害者生活支援センター	
知的障害者援護施設	○知的障害者入所更生施設 ○知的障害者通所更生施設 ○知的障害者入所授産施設 ○知的障害者通所授産施設 ○知的障害者小規模通所授産施設 ○知的障害者通勤寮 ○知的障害者福祉ホーム ○知的障害者デイサービスセンター
知的障害者福祉工場	
児童福祉施設	○知的障害者施設 ○自閉症児施設 ○知的障害児通園施設 ○盲ろうあ児施設 ○難聴幼児通園施設 ○肢体不自由児施設 ○肢体不自由児療護施設 ○肢体不自由児通園施設 ○重症心身障害児施設 ○心身障害児総合通園センター ○重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)
精神障害者社会復帰施設	○精神障害者生活訓練施設 ○精神障害者通所授産施設 ○精神障害者小規模通所授産施設 ○精神障害者福祉ホーム(A型/B型) ○精神障害者地域生活支援センター ○精神障害者福祉工場